税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項」とする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　前条第一項から第三項までの規定

二　前条第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　前条第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第四十二条の十二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」を「、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同条第三項第二号イ中「第四十二条の六第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項」に、「第四十三条から第四十四条まで」を「第四十二条の十二の五第一項、第四十三条、第四十四条」に改める。

第四十二条の十二の三第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに次条」を「、次条並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「第四十二条の十第五項及び第四十二条の十一第五項」に改め、同条第十一項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の五以上」を「百分の五（平成二十七年四月一日前に開始する事業年度にあつては百分の二とし、同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては百分の三とする。）以上」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を「、前条第二項、第三項及び第五項並びに前条第二項、第三項及び第五項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　平均給与等支給額　適用年度の継続雇用者（当該適用年度及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を前事業年度等の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第四十二条の十二の四第六項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」とする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五　青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第九項までにおいて「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（以下この条において「生産性向上設備等」という。）のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。第七項及び第八項において「供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十（建物及び構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第八項において「特定期間」という。）内に、特定生産性向上設備等（前項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。